

産業環境委員会報告資料

令和元年10月11日

報告事項件名	頁
(1) 区内企業に関わる状況について	1
(2) 産業支援施策構築にかかる事業者選定結果について	4
(3) プレミアム付商品券事業の進捗状況について	7
(4) 足立区勤労福祉会館指定管理者評価委員会の評価結果について	9
(5) 区民農園の廃園について	17
(6) 商店街街路灯等の緊急点検結果について(中間報告)	18
(7) 足立区・ベルモント市姉妹都市提携35周年区民交流体験ツアーの実施結果について	20
(8) ウェルカムTokyo2020事業への応募結果について	21

(産業経済部)

産業環境委員会報告資料

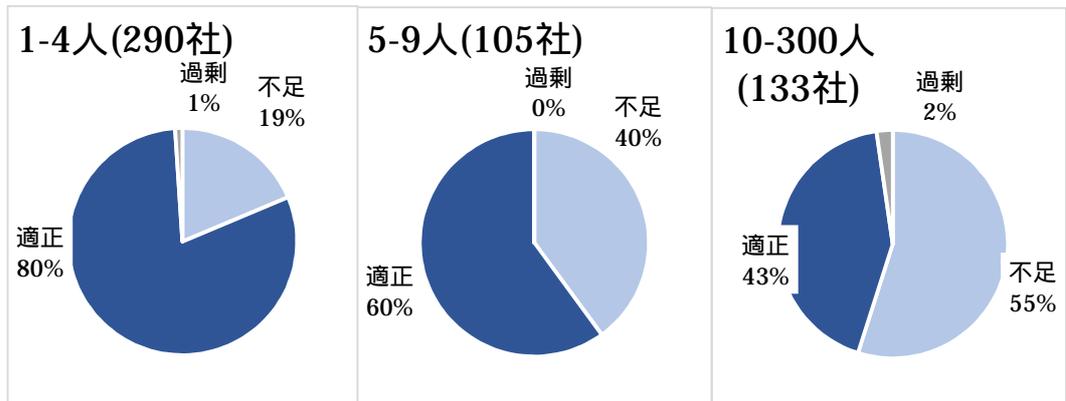
令和元年10月11日

件名	区内企業に関わる状況について																																																											
所管部課	産業経済部 産業政策課																																																											
内容	<p>一般社団法人東京都信用金庫協会の調査を元に、株式会社東京商工リサーチが分析した区内企業に関わる状況について以下のとおり報告する。</p> <p>1 区内新設法人数の減少について</p> <p>(1) 新設法人数の経年比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">2018年</th> <th colspan="2">2017年</th> </tr> <tr> <th>新設法人数</th> <th>前年比</th> <th>新設法人数</th> <th>前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区</td> <td>781社</td> <td>17.9%</td> <td>952社</td> <td>5.1%</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>40,926社</td> <td>1.0%</td> <td>40,519社</td> <td>6.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 新設法人数の減少理由</p> <p>ア 都全体で建設業はオリンピック特需がピークアウトした。</p> <p>イ 都心区では再開発により、新設法人数は増加。足立区をはじめ周辺区の一部では減少、新設法人は都心部に集中する傾向が強まった。</p> <p>2 区内企業の実態</p> <p>区の特徴として従業員規模1～9人の企業が約8割を占めている。</p> <p>平成28年度経済センサス活動調査より</p> <p>(1) 区内従業員別企業数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区内従業員別企業数</th> <th>企業数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4人</td> <td>14,060社</td> <td>59%</td> </tr> <tr> <td>5～9人</td> <td>4,414社</td> <td>19%</td> </tr> <tr> <td>10人以上</td> <td>5,083社</td> <td>22%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 区内業種別企業数 企業数は出向・派遣従業者のみの企業を除く</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区内企業数上位4業種</th> <th>企業数()</th> <th>従業員1-4人</th> <th>従業員5-9人</th> <th>従業員10人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業・小売業</td> <td>5,756社</td> <td>3,322社 58%</td> <td>1,146社 20%</td> <td>1,288社 22%</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>3,016社</td> <td>1,861社 62%</td> <td>625社 21%</td> <td>530社 17%</td> </tr> <tr> <td>宿泊業・飲食サービス業</td> <td>2,803社</td> <td>1,682社 60%</td> <td>496社 18%</td> <td>625社 22%</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>2,471社</td> <td>1,391社 56%</td> <td>596社 24%</td> <td>484社 20%</td> </tr> </tbody> </table>					2018年		2017年		新設法人数	前年比	新設法人数	前年比	足立区	781社	17.9%	952社	5.1%	東京都	40,926社	1.0%	40,519社	6.7%	区内従業員別企業数	企業数	割合	1～4人	14,060社	59%	5～9人	4,414社	19%	10人以上	5,083社	22%	区内企業数上位4業種	企業数()	従業員1-4人	従業員5-9人	従業員10人以上	卸売業・小売業	5,756社	3,322社 58%	1,146社 20%	1,288社 22%	製造業	3,016社	1,861社 62%	625社 21%	530社 17%	宿泊業・飲食サービス業	2,803社	1,682社 60%	496社 18%	625社 22%	建設業	2,471社	1,391社 56%	596社 24%	484社 20%
		2018年		2017年																																																								
		新設法人数	前年比	新設法人数	前年比																																																							
	足立区	781社	17.9%	952社	5.1%																																																							
	東京都	40,926社	1.0%	40,519社	6.7%																																																							
	区内従業員別企業数	企業数	割合																																																									
	1～4人	14,060社	59%																																																									
	5～9人	4,414社	19%																																																									
	10人以上	5,083社	22%																																																									
	区内企業数上位4業種	企業数()	従業員1-4人	従業員5-9人	従業員10人以上																																																							
卸売業・小売業	5,756社	3,322社 58%	1,146社 20%	1,288社 22%																																																								
製造業	3,016社	1,861社 62%	625社 21%	530社 17%																																																								
宿泊業・飲食サービス業	2,803社	1,682社 60%	496社 18%	625社 22%																																																								
建設業	2,471社	1,391社 56%	596社 24%	484社 20%																																																								

3 足立区の人手の過不足状況について

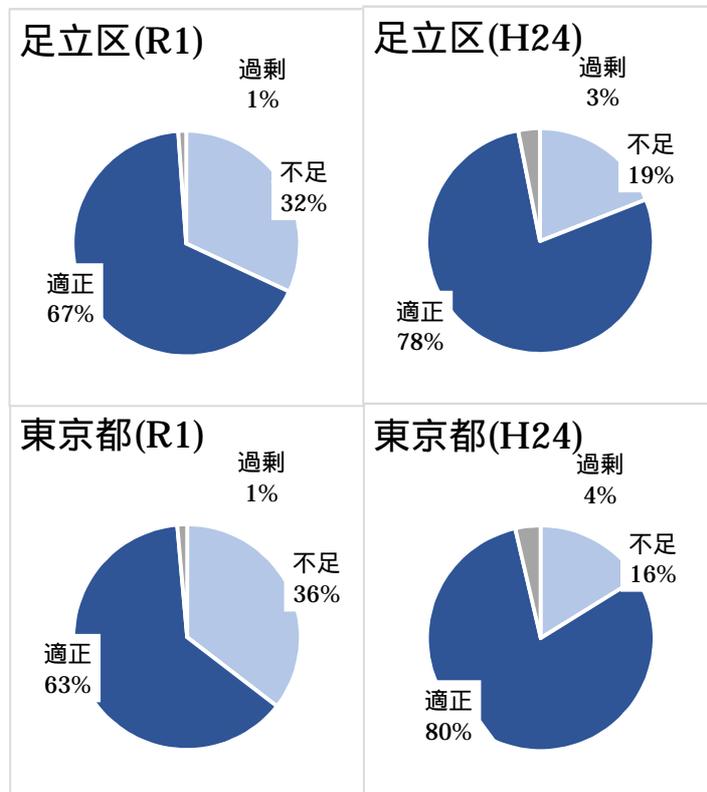
(1) 区内従業員規模別の人手の過不足状況

従業員規模が大きくなるに比例し、人手不足の割合は大きくなる。



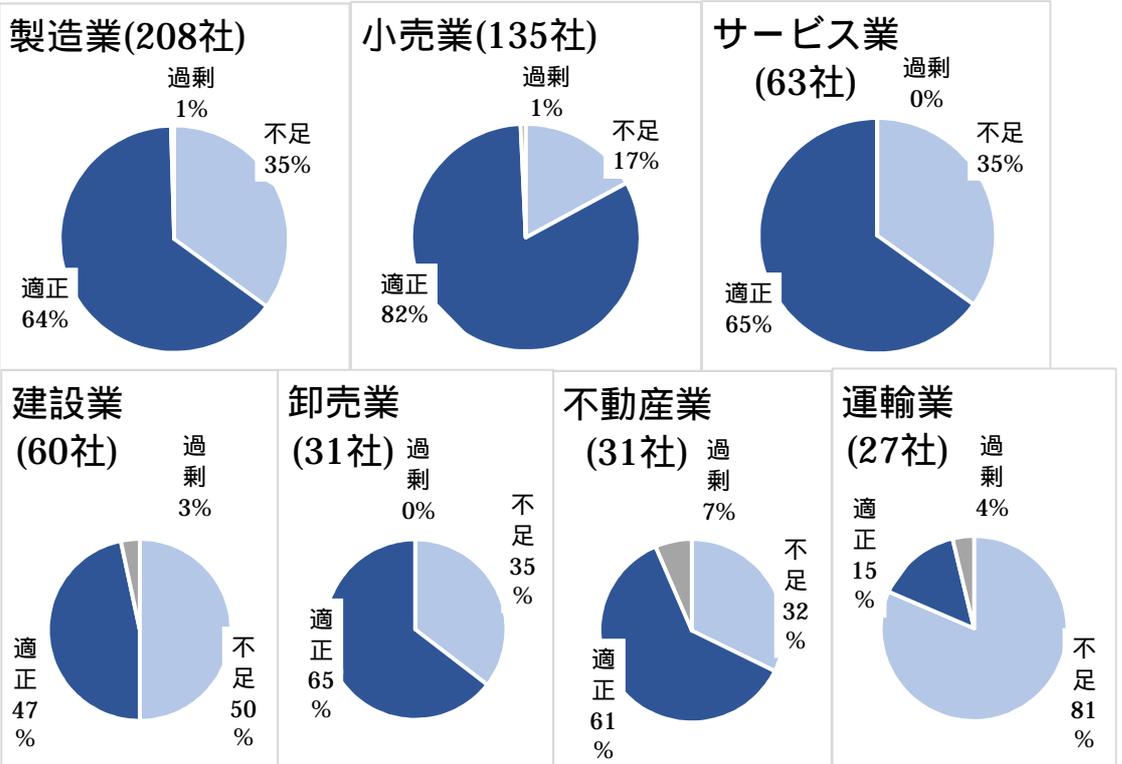
(2) 東京都および平成24年に実施した前回調査との比較

区および都で人手が不足していると回答した企業の割合が増えている。



(3) 業種別の人手の過不足状況

調査回答数が少ない業種もあり、足立区全体の傾向とはいえないものの、本調査では、運輸業での不足がもっとも多く、次いで建設業となっている。建設業と運輸業には特に労働集約型の特徴が出ている。



(4) 足立区中小企業人材確保支援事業実績

区内企業の人材に関する課題改善支援を目的とした委託事業。

平成30年度は人材採用に関する相談のうち、従業員規模の大きい企業が人手不足に悩みをかかえている様子が見られる。

人材採用に関する相談のあった業種	従業員規模	
	1人～4人	5人～300人
製造業	2社	11社
介護福祉	2社	2社
建設業	1社	1社
印刷業	1社	
一般乗用旅客自動車運送業		2社
運輸・運送業		2社
サービス業		1社
卸売業		1社
警備業		1社
電気工事業		1社
計	6社	22社

問題点・今後の方針

同様の調査を他の調査機関等が行っているが、企業の状況を正確に把握するためには、各調査で得られた全体の結果だけでなく、設問内容や回答企業の規模、業種、所在地など、詳細に結果を確認する必要がある。様々な調査結果に触れる際は、そうした点に留意し、施策立案等に活かしていく。

産業環境委員会報告資料

令和元年10月11日

件名	産業支援施策構築にかかる事業者選定結果について													
所管部課	産業経済部 産業政策課													
内容	<p>公募型プロポーザル方式による、産業施策構築に係る委託事業者の選定結果について、下記のとおり報告する。</p> <p>1 選定事業者 株式会社 ロフトワーク（渋谷区道玄坂一丁目22番7号）</p> <p>2 委託内容 （1）新たな視点や発想で現在伸びている成功ビジネス例を紹介し、学べる機会の提供。 （2）新たな人材（社内・社外問わず）や資源（区外・海外含む）を活用した、販路拡大・売上向上を図る取り組みの実施。 （3）地域特性を踏まえた特色ある創業・起業支援の取り組みの実施等。</p> <p>3 提案書特定事業者の主な特徴 （1）新しい価値を生み出すことを標榜し、全国の事業者を世界に発信する事業や、デザイン経営導入促進等、年間500件程度の案件を受託している事業者である。 （2）区内事業者へのインタビュー等を通じて、「暮らしと仕事が近接している」点を足立の産業の特徴として捉え、その特徴を活かす提案であった。 （3）国や大手企業等からの多彩な受託案件を担当した人材を据え、蓄積した豊富なノウハウや、影響力が大きい人材のネットワークを活かし、事業者の発掘、育成、パイヤー等に向けた成果発信等を行う提案であった。</p> <p>4 提案見積価格 22,000千円</p> <p>5 契約期間 契約確定日から令和2年3月31日</p> <p>6 評価経過・審査結果等 （1）評価経過</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">参加表明</th> <th style="width: 25%;">一次評(7/11)</th> <th style="width: 15%;">辞退</th> <th style="width: 25%;">二次評価(8/22)</th> <th style="width: 20%;">選定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2者</td> <td style="text-align: center;">2者</td> <td style="text-align: center;">0者</td> <td style="text-align: center;">2者</td> <td style="text-align: center;">1者</td> </tr> </tbody> </table>				参加表明	一次評(7/11)	辞退	二次評価(8/22)	選定	2者	2者	0者	2者	1者
参加表明	一次評(7/11)	辞退	二次評価(8/22)	選定										
2者	2者	0者	2者	1者										

	<p>(2) 審査結果 別紙 「提案書特定結果」参照</p> <p>(3) 選定委員意見要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の有するネットワークや実績、取り組み姿勢、足立区の産業に対する考え方は評価できる。 ・ 1年目は約半年という期間で成果を出す必要がある。選定事業者が有する資源やノウハウを最大限活用し、具体的な施策を展開してもらいたい。 <p>(4) 選定委員会の委員構成</p> <p>学識経験者 2名(大学教授等 2名)</p> <p>区民 2名(区内事業者 1名、区内団体代表者 1名)</p> <p>区職員 2名</p> <p>7 事業者特定後のスケジュール</p> <p>9月 仕様書の調整及び契約締結</p> <p>10月 実施日程、実施内容等の決定後、順次事業展開</p> <p>3月 委託事業成果の振り返り(予定)</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>今回選定された事業者より、成果を出すために自身が有する資源、ノウハウを活用し、本委託事業に取り組みたいとの発言が、選定委員会中にあった。選定された事業者と仕様書内容を協議し、事業を展開していく。</p>

足立区包括的産業支援施策構築委託 提案書特定結果

別紙

対象業務名				配点		業者名	
足立区包括的産業支援施策構築委託						A者	ロフトワーク
項番	評価項目					得点	得点
	分類	指 標					
1	業務の実現性 60点	明確な目標設定	業務内容それぞれの目標設定の妥当性	30	60	15	20
2			業務全体の実施手順及び工程表の妥当性	30		15	17
3	提案内容 420点	販路拡大・売上向上に関する取り組みに対する提案	活用する人材や資源の優位性	60	180	34	42
4			人材や資源の活用方法	60		34	42
5			提案書の強みが活かされるか	60		32	48
6		創業・起業支援に関する取り組みに対する提案	区内産業の現状と課題を明確にし、その分析を踏まえた、産業分野の指定ができていますか	60	180	24	40
7			提案者の強みが活かされているか	60		34	44
8			取り組み内容が事業者の持続的成長に資するものとなっているか	60		36	40
9		その他の業務に関する提案	事業者や関係者に広くPRし、関心を集める提案内容となっているか	60	60	30	44
10	プレゼンテーション 60点	説得力・資料調整力	プレゼンにおける説明能力や業務への意欲、論理性、態度、資料の正確性等	60	60	30	46
11	コスト 60点	コストは妥当か	提案見積価格(総額)	60	60	34	34
合 計				—	600	318	417

項番	評価項目			加点	—	得点	得点
	分類	説明	評価基準(得点)				
1	区内業者	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	—	—	—
2	区内業者	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)	—	—	—
総 計						318	417

順 位	2	1
-----	---	---

産業環境委員会報告資料

令和元年10月11日

件名	プレミアム付商品券事業の進捗状況について		
所管部課	産業経済部 プレミアム付商品券担当課		
内容	<p>消費税率、地方消費税率引上げに伴う住民税非課税者・子育て世帯への影響緩和と、地域における消費喚起を目的として行うプレミアム付商品券事業の進捗について、報告する。</p> <p>1 事業スケジュール ※ 件数、申請率は9月24日現在の数値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">対象者1 [約13万2,000人]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">平成31年度(令和元年度) 住民税非課税者 (課税者の被扶養者・ 生活保護受給者などを除く)</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">商品券額 最大25,000円 (販売額20,000円)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">申請手続き必須</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">① 区から引換券申請書送付 【7月10日送付開始】 送付件数：131,879件</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">② 購入を希望する場合は、 区へ申請書を提出 【7月11日受理開始】 受理件数：32,743件 申請率：24.8% 申請率は23区中1位 (順位は9月19日23区 調査結果による)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">③ 区が購入引換券を送付 【9月12日送付開始】 対象者1：29,246件 対象者2：16,737件</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">④ 77か所の販売場所で、商品券購入 【9月24日販売開始】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">⑤ 約1,200か所の取扱店で商品券使用 【10月1日使用開始】</div> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">対象者2 [約1万7,000人]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">平成28年4月2日～令和元年 9月30日生まれの子ども ※ 世帯主が購入対象者</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">商品券額 最大25,000円 (販売額20,000円) ×対象の子どもの数</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">申請手続き不要</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">住民税非課税者とは異なり 左記①②の手続きは 必要ない。 対象者には直接購入引換券 を送付する。</div> </td> </tr> </table>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">対象者1 [約13万2,000人]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">平成31年度(令和元年度) 住民税非課税者 (課税者の被扶養者・ 生活保護受給者などを除く)</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">商品券額 最大25,000円 (販売額20,000円)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">申請手続き必須</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">① 区から引換券申請書送付 【7月10日送付開始】 送付件数：131,879件</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">② 購入を希望する場合は、 区へ申請書を提出 【7月11日受理開始】 受理件数：32,743件 申請率：24.8% 申請率は23区中1位 (順位は9月19日23区 調査結果による)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">③ 区が購入引換券を送付 【9月12日送付開始】 対象者1：29,246件 対象者2：16,737件</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">④ 77か所の販売場所で、商品券購入 【9月24日販売開始】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">⑤ 約1,200か所の取扱店で商品券使用 【10月1日使用開始】</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">対象者2 [約1万7,000人]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">平成28年4月2日～令和元年 9月30日生まれの子ども ※ 世帯主が購入対象者</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">商品券額 最大25,000円 (販売額20,000円) ×対象の子どもの数</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">申請手続き不要</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">住民税非課税者とは異なり 左記①②の手続きは 必要ない。 対象者には直接購入引換券 を送付する。</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">対象者1 [約13万2,000人]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">平成31年度(令和元年度) 住民税非課税者 (課税者の被扶養者・ 生活保護受給者などを除く)</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">商品券額 最大25,000円 (販売額20,000円)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">申請手続き必須</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">① 区から引換券申請書送付 【7月10日送付開始】 送付件数：131,879件</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">② 購入を希望する場合は、 区へ申請書を提出 【7月11日受理開始】 受理件数：32,743件 申請率：24.8% 申請率は23区中1位 (順位は9月19日23区 調査結果による)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">③ 区が購入引換券を送付 【9月12日送付開始】 対象者1：29,246件 対象者2：16,737件</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">④ 77か所の販売場所で、商品券購入 【9月24日販売開始】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">⑤ 約1,200か所の取扱店で商品券使用 【10月1日使用開始】</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">対象者2 [約1万7,000人]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">平成28年4月2日～令和元年 9月30日生まれの子ども ※ 世帯主が購入対象者</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">商品券額 最大25,000円 (販売額20,000円) ×対象の子どもの数</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">申請手続き不要</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">住民税非課税者とは異なり 左記①②の手続きは 必要ない。 対象者には直接購入引換券 を送付する。</div>		

	<p>2 本商品券事業の周知・PRに関する区の取り組み</p> <p>非課税の対象者からは「プレミアム分の補助を得るために、まず券を購入しなければならないこと」「7月の申請書送付の時点で商品券取扱店が公開されていなかったこと」などで申請しづらい、との意見が区に多く寄せられた。そのため、区として以下の対策を実施。</p> <p>(1) 商品券取扱店一覧表の公開・配布時期の前倒し【8月】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【当初の公開予定時期】 9月12日頃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品券購入引換券交付対象者に引換券と取扱店一覧表等を送付する9月12日に合わせて公開・配布を検討していた。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【前倒し後の公開時期】 8月15日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区ホームページで8月15日から公開 ・ 紙ベースの取扱店一覧表の配布は、以下のとおり。 <p style="margin-left: 40px;">8月26日～ プレミアム付商品券担当課で配布</p> <p style="margin-left: 40px;">8月30日～ 商品券販売場所の区内郵便局、足立成和信用金庫の一部店舗で配布 ※計 77か所</p> <p>※ 前倒し後の公開時期は、あだち広報8月25日号で周知</p> </div> <p>(2) 民生・児童委員へ、本商品券事業の情報提供【9月】</p> <p>非課税対象者の約半数は高齢者であるため、高齢者と接点の多い民生・児童委員へ、9月期合同地区協議会で本商品券事業について情報提供を実施した。</p> <p>(3) 東京都シルバーパスを更新する非課税対象者への周知【9月】</p> <p>東京都シルバーパスは、住民税非課税者は1,000円で購入、更新ができるため、更新会場に一定数の非課税対象者が来場する見込み。そのため、足立区役所等の更新会場で取扱店一覧表を配布し、周知を行った。</p> <p>(4) 対象者1の未申請者に対し、申請書を再通知【11月下旬予定】</p> <p>国から9月13日付で、対象者1の未申請者に対する再通知実施の協力依頼があった。再通知経費は、全額国補助金の対象になる。</p> <p>そのため、分割購入ができる点、区民に身近な使用場所の周知など案内物の改善を図りつつ、最小限の経費(約18,600千円)で申請書を再通知する。</p> <p>再通知予定件数：約95,000件</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内の販売場所は77か所、使用場所は約1,200か所となった。その購入、使用がしやすいメリットを対象者へ周知・PRすることで、申請勧奨を継続していく。

産 業 環 境 委 員 会 報 告 資 料

令和元年10月11日

件 名	足立区勤労福祉会館指定管理者評価委員会の評価結果について																			
所管部課	産業経済部 企業経営支援課																			
内 容	<p>足立区勤労福祉会館条例第18条に基づき、足立区勤労福祉会館指定管理者評価委員会を開催した。その結果を報告する。</p> <p>1 主な業務内容</p> <p>(1) 維持管理業務 館内の美化、備品の管理、防火管理、安全確保等</p> <p>(2) 運営管理業務 会館の利用案内、使用料等の収納、貸し出し管理等</p> <p>2 指定管理者 株式会社エム・ワイ・カンパニー（代表取締役 吉田 誠）</p> <p>3 指定管理料 平成30年度 35,832,793円（税込）</p> <p>4 評価対象期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日</p> <p>5 評価委員会開催日 令和元年7月17日（水）午後2時00分～午後4時00分</p> <p>6 評価委員会委員構成（計6名）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">種別</th> <th style="width: 40%;">氏名</th> <th style="width: 35%;">推薦団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">学識経験者 （有識者を含む）</td> <td>川端 薫【委員長】</td> <td>東京都社会保険労務士会 足立荒川支部</td> </tr> <tr> <td>土屋 紀子</td> <td>東京税理士会西新井支部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">関係団体構成員</td> <td>金井 文隆</td> <td>東京商工会議所足立支部</td> </tr> <tr> <td>小泉 博</td> <td>東京地下鉄株式会社</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">区職員</td> <td>飯塚 尚美</td> <td>地域のちから推進部中央 図書館長</td> </tr> <tr> <td>大塚 進</td> <td>資産管理部営繕管理課長</td> </tr> </tbody> </table>		種別	氏名	推薦団体	学識経験者 （有識者を含む）	川端 薫【委員長】	東京都社会保険労務士会 足立荒川支部	土屋 紀子	東京税理士会西新井支部	関係団体構成員	金井 文隆	東京商工会議所足立支部	小泉 博	東京地下鉄株式会社	区職員	飯塚 尚美	地域のちから推進部中央 図書館長	大塚 進	資産管理部営繕管理課長
種別	氏名	推薦団体																		
学識経験者 （有識者を含む）	川端 薫【委員長】	東京都社会保険労務士会 足立荒川支部																		
	土屋 紀子	東京税理士会西新井支部																		
関係団体構成員	金井 文隆	東京商工会議所足立支部																		
	小泉 博	東京地下鉄株式会社																		
区職員	飯塚 尚美	地域のちから推進部中央 図書館長																		
	大塚 進	資産管理部営繕管理課長																		

	<p>7 評価方法</p> <p>評価委員会による提出資料の確認および指定管理者への質疑により実施した。</p> <p>提出資料</p> <p>(1) 基本協定書 (1 1) 苦情・要望対応資料 (2) 年度協定書及び仕様書 (1 2) 利用者満足度資料 (3) 平成 3 0 年度事業計画書 (1 3) 平成 3 0 年度会館利用状況表 (4) 平成 3 0 年度版事業概要 (1 4) 接客力向上資料 (5) 管理運営資料 (1 5) 経営状況調査表 (6) 安全確保資料 (1 6) 指定管理者評価シート (7) 法令遵守資料 (1 7) 勤労福祉会館条例、施行規則 (8) 労務管理資料 (1 8) 勤労福祉会館運営基準 (9) 財務運営資料 (1 9) 評価委員会運営要綱 (1 0) 事業の取組資料</p> <p>8 評価結果</p> <p>6 0 点満点中 5 0 点 得点率 8 3 . 3 % 総評価 A (7 段階中 6) 詳細は別紙 1 「指定管理者評価シート」のとおり (評価項目及び評価基準は、別紙 2 「評価基準表」参照)</p> <p>9 委員会での主な意見と対応策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な意見 施設美化への高い意識と清掃の取り組み、設備の維持管理が適切に行われている点は評価できる。利用率が減となった原因の分析と、対策を検討願いたい。 ・ 対応策 以前よりも利用が減った団体からの聞き取り等により分析を進める。また、特に利用率が低い夜間の利用増に向け、団体への利用案内や提案を行い、新たな自主事業実施も検討していく。 <p>1 0 評価結果の公表</p> <p>足立区ホームページにて、令和元年 1 0 月上旬頃掲載予定。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>課題や改善点など、評価結果を管理運営業務に活かすとともに、今後も評価委員会の適切な運営に努めていく。</p> <p>また、指定管理者の利用者増に向けた新たな取り組みや、新規自主事業実施を評価できるよう、評価項目の見直しを行っていく。</p>

足立区勤労福祉会館 指定管理者評価シート

【評価対象年度】平成30年度：平成30年4月1日～平成31年3月31日

【評価点】水準を大きく上回る：5点 水準を上回る：4点 水準どおり：3点

水準を下回る：2点 水準を大きく下回る：1点

大項目	中項目	確認項目	評価点		
管理運営状況	適切な管理運営の履行	基本協定や年度協定、事業計画に沿って適切に管理運営されているか	指定管理者	担当課	評価委員会
		施設の管理運営体制 スタッフの連携・協力体制 区との報告・連絡・相談による協働等（定例会毎月）	4	4	4.3 (5点満点)
		適切な人員配置 管理責任者（職務代行者含む）が常時配置されている 業務に必要な人数が確保されている AED操作、救命講習受講の職員の配置等	4	4	
		事故への対応 緊急連絡網が作成されている マニュアルが策定され、職員に周知されている	5	5	
		施設の清掃の実施 建物清掃（毎日）定期清掃（年3回）ガラス清掃（年3回）じゅつたん清掃（年2回）特別清掃（年1回） 館内殺虫消毒、防鼠作業（年2回）	5	5	
	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか	指定管理者	担当課	評価委員会
		施設・設備の安全性の確保 設備等の破損・経年劣化への対応（適切な修繕等）	4	4	4.3 (5点満点)
		施設・設備の保全（各種保守点検）の実施 エレベーター、自動ドア、空調設備点検 自家用電気工作物点検、電気点検（毎月）	5	5	
		防災への配慮 防火管理者を配置し、防火管理計画を策定している 火災、地震等を想定した防災訓練の実施	5	5	
		防犯への配慮 館内外の巡回、異常等の記録及び報告 鍵の管理の徹底（マニュアルの適宜見直し含む）	5	4	
	法令等の遵守（倫理性も含む）	個人情報保護、公契約条例等は遵守されているか	指定管理者	担当課	評価委員会
		個人情報保護の取組 内部規定の策定 研修の実施	4	4	4.5 (5点満点)
		各種法令等の遵守 研修の実施	4	4	
		利用記録等各種情報の管理 保管場所の施錠 保存年限が過ぎた書類の適切な破棄	5	5	
		個人情報事故への対応 個人情報の漏洩や個人データ紛失事故等の有無	5	5	
公契約条例の遵守（適用施設は必須） 労働者に対して労働報酬下限額以上の賃金等が支払われているか、また、台帳の整備がされているか	5	5			

大項目	中項目	確認項目	評価点		
管理運営状況	適切な労務管理	労務環境が整備され適切に管理運営されているか	指定管理者	担当課	評価委員会
		労働契約の整備等 契約内容は適切で不備等はないか 労働条件の書面での明示	5	4	4.3 (5点満点)
		労働条件等の適用 労働時間、休憩・休暇、勤務シフト等の適正な運用 服務規律は適切か	5	5	
		健康・安全衛生管理、各種保険制度 スタッフの健康診断、安全衛生の確保 年金、雇用保険等が整備されているか	5	4	
	執務環境の整備等 快適な職場となるよう管理されているか ワークライフバランスの推進	5	5		
	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員会
		経理処理 経理の明確な区分 帳簿、関係書類による経理状況の明確化	5	5	4.2 (5点満点)
		経理・現金に関する書類等の管理 帳簿、領収書等が整理保存されている	5	5	
		経理を担当する常勤の職員 出納係または経理責任者等の配置	5	5	
	外部者によるチェック体制の構築 定期的に公認会計士等、外部者によるチェックを受けている。	5	5		
事業効果	事業の取組	事業計画どおりのサービスが提供されているか	指定管理者	担当課	評価委員会
		事業の企画、実施、成果 自主事業の実施及び成果	5	4	3.8 (5点満点)
		利用促進への取組（広報、PR等） ホームページの充実 情報誌等への掲載及びチラシの配布	4	4	
		地域特性に配慮した取組 近隣施設・商店街等との連携及び成果 施設周辺の人材を積極的に活用（講師等）しているか	4	3	
	環境配慮への取組 エコ対策の実施及び成果	5	5		
	苦情要望等への対応	利用者からの要望・苦情に対して適切に対応しているか	指定管理者	担当課	評価委員会
要望苦情の受付体制 意見箱の設置 利用者からの要望を積極的に聴取しているか		5	5	4.5 (5点満点)	
要望・苦情の対応 対応方法が明確になっているか 適切な対応を取れているか		5	4		
要望・苦情の対応結果公表 掲示板等での要望・苦情の対応結果が公表されているか	5	5			

大項目	中項目	確認項目	評価点		
事業効果	(アンケート利用者の満足等による)	利用者の満足を得られているのか 係数×2	指定管理者	担当課	評価委員会
		施設の快適さ 利用者の満足度 施設の清掃状況に関する満足度	8	8	8.7 (10点満点)
		接客の満足度 窓口や電話対応の満足度 清潔な身だしなみ	10	10	
		職員の対応 施設の利用方法や使用方法の説明のわかりやすさ	10	10	
		貸出物品の周知と運用 利用者向けの案内が作成され周知されているか 運用マニュアルが策定され、適切に運用されているか	10	10	
	事業計画どおりの利用状況となっているか	指定管理者	担当課	評価委員会	
	利用の状況	施設利用状況1(環境の変化など外部要因を考慮) 利用件数 利用人数	4	3	3.2 (5点満点)
		施設利用状況2(環境の変化など外部要因を考慮) 利用率 問い合わせ・相談状況	4	3	
		施設利用状況3(環境の変化など外部要因を考慮) その他(新規利用者の状況等)	4	3	
	その他	接客サービスの向上	接客サービス向上への取組が実施されているか 係数×2	指定管理者	担当課
人材育成への取り組み 各種研修の実施			8	8	8.3 (10点満点)
業務改善の取り組み お客様の要望を業務に反映させているか 各種業務について定期的に見直し、改善しているか			8	8	
職員への情報共有 伝達事項を職員に共有する体制が構築されているか 困難事例等の共有や事例検討がなされているか			10	8	
合計点			209 225点満点	198 225点満点	

評価委員会 総合評価意見	施設を常に清潔な状態に保つ清掃への高い意識と取り組みは、維持できており評価できる。 故障箇所への対応等、適切に実施されている。昨年度の評価委員会で指摘のあった自家発電設備点検の負荷試験について、マンション管理組合へのはたらきかけにより実現した点は評価できる。 予算の組み方について項目を前年度実績に合わせて作成すべき。 利用率が減となった原因分析について、昨年度まで利用していた方などへの聞き取り等により明確にして対応策を検討してほしい。
-----------------	--

評価委員会 評価結果	得点	評価	ラダダ	総合評価
	50点	A		

得点は評価委員会の各項目の平均点(小数点第二位を四捨五入)の合計。

合計後、小数点以下は切り捨て整数とする。

<評価委員会評価基準>

評点		評価基準						
満点	標準点	75%以上			~			54%以下
		A+	A	A-	B+	B	B-	C
60点	36点	54点以上	50点以上 53点以下	45点以上 49点以下	40点以上 44点以下	36点以上 40点以下	33点以上 35点以下	32点以下
得点率		90%以上	~	83%以下	67%以上	~	59%以下	54%以下

「標準点」…評価項目が全て「3」(水準クリア)の評価を受けた場合の得点。

「A」は満点の0.75倍以上(小数点以下切上)、「C」は満点の0.54倍以下(小数点以下切捨)とする。

足立区勤労福祉会館指定管理者評価委員会 評価基準表

評価項目	配点 係数	評価内容及び評価点				
		水準を大きく 上回る 5点	水準を上回る 4点	水準どおり 3点	水準を下回る 2点	水準を大きく 下回る 1点
(1) 基本協定・年度協定や事業計画に沿って適切に管理運営されているか。	×1 (5点)	各種協定や事業計画に基づく管理運営に務めが確実かつ適切に行われており、従業員の専門性も非常に高い。	各種協定や事業計画に基づく管理運営に務めが適切に行われており、従業員の専門性も高い。	各種協定や事業計画に基づく管理運営に務めが一通り行われており、従業員体制も十分に整備されている。	各種協定や事業計画に基づく管理運営に務めが及び管理運営が不十分であり、従業員体制も問題がある。	各種協定や事業計画に基づく管理運営に問題があり、従業員体制も大幅な改善が必要である。
(2) 施設の安全性は確保されているか。	×1 (5点)	施設の安全点検が徹底され、犯罪や災害等不測の事態が発生した際にも、迅速かつ適切に対応できる体制が整備されている。	施設の安全点検をはじめ、防犯や防災への配慮が適切に行われており、利用者が安心して利用できる環境にある。	施設の安全点検をはじめ、防犯や防災への配慮が一通り行われており、施設利用に支障がない環境にある。	施設の安全点検、防犯や防災への配慮が不十分であり、利用者が安心して利用できる環境づくりに欠けている。	施設の安全点検、防犯や防災への配慮に問題があり、利用者が安心して利用できる環境づくりに向けて、大幅な改善が必要である。
(3) 個人情報保護、公契約条例等は遵守されているか。	×1 (5点)	個人情報の保護や各種法令の遵守が徹底される体制が整備され、従業員への教育や研修など、高次な取り組みで万全を期している。	個人情報の保護や各種法令が遵守されており、従業員への教育や研修も適切に行われている。	個人情報の保護や各種法令が遵守されており、従業員への教育や研修も一通り行われている。	従業員に対する個人情報の保護や各種法令の遵守に対する意識が不十分であり、問題が発生する不安がある。	従業員に対する個人情報の保護や各種法令の遵守に対する意識が低く、改善が必要である。
(4) 労務環境が整備され適切に管理運営されているか。	×1 (5点)	労働条件・契約内容が細部まで整備され、執務環境も含む労働環境も徹底して高い水準で維持されている。	労働条件・契約内容が細部まで整備され、執務環境も含む労働環境が適切に維持されている。	労働条件・契約内容が適切に整備され、執務環境も含む労働環境が一通り維持されている。	労働条件・契約内容が整備されておらず、執務環境も含む労働環境が不十分である。	労働条件・契約内容が整備されておらず、執務環境も含む労働環境の大幅な改善が必要である。

足立区勤労福祉会館指定管理者評価委員会 評価基準表

評価項目	配点 係数	評価内容及び評価点				
		水準を大きく 上回る 5点	水準を上回る 4点	水準どおり 3点	水準を下回る 2点	水準を大きく 下回る 1点
(5) 適切な財務運営・財産管理が行われているか。	×1 (5点)	会計帳簿や関連書類で収支が容易に把握できる状態にあり、整理、保存等の管理体制も徹底されている。	会計帳簿や関連書類で収支が容易に把握できる状態にあり、整理、保存等の管理体制も適切な状態である。	会計帳簿や関連書類が一通り管理されており、整理、保存等の管理体制も概ね問題ない状態である。	会計帳簿や関連書類で収支が把握できず、整理、保存等の管理体制も不備がある。	会計帳簿や関連書類で収支が把握できず、整理、保存等の管理体制も大幅な改善が必要である。
(6) 事業計画どおりのサービスが提供されているか。	×1 (5点)	新たな自主事業が計画に沿って実施されており、サービス向上や利用促進、地域特性に配慮した取組においても特段の努力が見られる。	自主事業が計画に沿って実施されており、かつサービス向上や利用促進や地域特性に配慮した取組の工夫を行っている。	自主事業が計画に沿って実施されており、かつサービス向上や利用促進や、地域特性に配慮した取組が行なわれている。	自主事業が計画に沿って実施されておらず、サービス向上や利用促進の取組みも十分に行われていない。	自主事業が計画に沿って実施されておらず、サービス向上や利用促進の取組みも大幅な改善が必要である。
(7) 利用者からの要望・苦情に対して適切に対応しているか	×1 (5点)	要望・苦情を積極的に受付けており、その対応や結果公表が適切かつ迅速に行われている。	要望・苦情の受付体制が確立されており、その対応や結果公表が適切に行われている。	要望・苦情の受付体制が確立されており、その対応や結果公表が一通り行われている。	要望・苦情の受付体制に課題があり、その対応や結果公表が不十分である。	要望・苦情の受付体制に大きな問題があり、その対応や結果公表に大幅な改善が必要である。
(8) 利用者の満足を得られているか。	×2 (5点)	利用者の満足度や施設の清掃状況、職員の接客について、非常に高い評価を受けている。	利用者の満足度や施設の清掃状況、職員の接客について、高い評価を受けている。	利用者の満足度や施設の清掃状況、職員の接客について、一定の評価を受けている。	利用者の満足度や施設の清掃状況、職員の接客について、低い評価を受けている。	利用者の満足度や施設の清掃状況、職員の接客について、非常に低い評価を受けている。

足立区勤労福祉会館指定管理者評価委員会 評価基準表

評価項目	配点 係数	評価内容及び評価点				
		水準を大きく 上回る 5点	水準を上回る 4点	水準どおり 3点	水準を下回る 2点	水準を大きく 下回る 1点
(9) 事業計画どおりの利用状況となっているか。	×1 (5点)	事業計画で提案された施設利用に関する目標を大きく上回り、利用増のための努力が成果としてあらわれている。	事業計画で提案された施設利用に関する目標を上回り、施設が有効に活用されている。	事業計画で提案された施設利用に関する目標が概ね達成されており、施設が有効に活用されている。	事業計画で提案された施設利用に関する目標を下回っており、利用増のための取組みが不十分である。	事業計画で提案された施設利用に関する目標を大きく下回り、利用増のための取組みも大きな改善が必要である。
(10) 接客サービス向上への取組が実施されているか。	×2 (5点)	職員に対する研修が計画的かつ効果的に実施され、接客力の向上や業務改善に格段の進歩が見られる。	職員に対する研修が計画的に実施され、接客力の向上や業務改善が図られている。	職員に対する研修が実施され、接客力の向上や業務改善が図られている。	職員に対する研修が不足しており、接客力の向上や業務改善の取組みが不十分である。	職員に対する研修に問題があり、接客力の向上や業務改善の取組みに大きな改善が必要である。

※評価シート 「ランクダウン」の項目について

指定管理者から報告があった事故等に対して、所管課は必要と判断したものについては、「業務評価シート【特記事項】詳細」を作成し、評価委員会へ提出する。

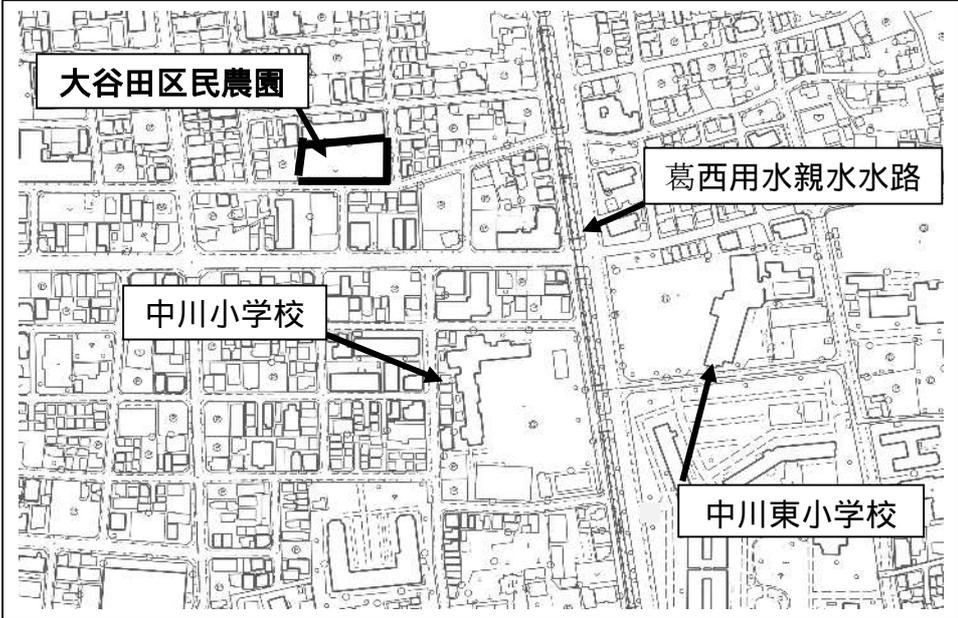
悪質な事故等の場合、評価委員会の判断により、総合評価をワンランク下げるなどの対応を取る。

各委員の採点を集計し、得点率による判定結果を出した後、その結果からランクダウンするかどうかは委員会での話し合いにより決定する。

例) 判定結果 A⁺→B⁺ 判定結果 B⁺→C など

産業環境委員会報告資料

令和元年10月11日

件名	区民農園の廃園について
所管部課	産業経済部 産業振興課
内容	<p>下記の区民農園の土地所有者から区民農園用地の返還についての申し出があったため、土地使用貸借契約に基づき、用地を返還し、区民農園を廃止する。現在の農園利用者の利用期間満了後、区で原状復旧整備を行った上で、土地所有者へ返還する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 名称・区画数 大谷田区民農園（昭和54年9月開設）・90区画 2 所在地 大谷田五丁目12番 3 区民農園の利用期限（利用期間満了日） 令和2年2月5日（水） 4 土地所有者への返還期日 令和2年3月末日（予定） <p style="text-align: center;">案内図</p> 
問題点 今後の方針	<p>今回の廃園により、区民農園数は12園になる。区民農園は、今後とも土地所有者の高齢化等に伴う、相続を理由とする返還の申し入れが予想されるため、新たな区民農園用地の確保に向け、農業者等からの情報収集を行っていく。</p>

産業環境委員会報告資料

令和元年10月11日

件名	商店街街路灯等の緊急点検結果について（中間報告）
所管部課	産業経済部 産業振興課
内容	<p>全商店街街路灯等の緊急点検が終了したので、以下のとおり報告する。 なお、今回は、撤去が必要と判定された街路灯についてのみ報告し、 全体の点検結果は、委託事業者から詳細報告が提出され次第報告する。</p> <p>1 点検結果 (1) 点検総本数 2, 226本（64商店街） (2) 撤去が必要と判定された本数 100本（19商店街）</p> <p>2 撤去が必要と判定された街路灯の対応状況（9月25日現在） ※ 「商店街別対応状況」は別紙のとおり</p> <p>(1) 撤去完了 20本（8商店街） (2) 東京都補助金決定工事日調整中 45本（2商店街） (3) 東京都調整中（東京都補助金の財産処分の縛りがあるため） 1本（1商店街） (4) 見積・契約手続き中 31本（6商店街） (5) 商店街で対応方法検討中 3本（3商店街）</p> <p>3 ポール以外の指摘事項 (1) 灯具の不具合が多い（ねじの緩みやカバーガラスのヒビ割れ等）。 (2) 灯具のデザインによっては、すべて分解してネジをしめ直す 必要があるものや、部品や灯具そのものを製作し直さなければな らないものがある。</p>
問題点 今後の方針	<p>指摘を受けた事項は、進捗管理をしながら、速やかに改善するよう 交渉していく。また、代表者不在等で対応が困難な商店街についても、 粘り強く交渉していく。</p>

商店街別対応状況 (9月25日現在)

※「即」：早期に撤去が必要、「半年」：半年以内に撤去が必要

1 撤去完了

8 商店街 20 本

番号	商店街名	点検数	即	半年
1	五反野駅前通り銀座会	52	1	4
2	関三通り商店街振興組合	25	2	4
3	千住いろは通り商店会	39		1
4	千住大門商店街振興組合	18		1 1 (ア-チ)
5	千住ニコニコ商店会	40	1 (ア-チ)	1 (ア-チ)
6	千代田商店街振興組合	41	2	
7	日ノ出町商店街灯会	10		1
8	綾瀬二丁目商店会	37	1	

2 東京都補助金決定工事日調整中

2 商店街 45 本

番号	商店街名	点検数	即	半年
1	五反野ふれあい通り街路灯管理委員会	93		43
2	竹の塚ショッピングセンター	12	2	

3 東京都調整中 (財産処分申請)

1 商店街 1 本

番号	商店街名	点検数	即	半年
1	北千住サンロード商店街振興組合	22		1

4 見積り・契約手続中

6 商店街 31 本

番号	商店街名	点検数	即	半年
1	千住本町商店街振興組合	44		1
2	ミリオン通り商店街	27		1
3	竹の塚駅西口駅前商店会	20		1
4	千代田商店街振興組合 (再掲)	41		3
5	梅島駅前通り商店街	36		1
6	綾瀬商店街振興組合	47	2	22

5 商店街で対応方法検討中

3 商店街 3 本

番号	商店街名	点検数	即	半年
1	かもん明光会	20		1
2	大谷田商店会	19		1 (ア-ム)
3	サンアヤセ商店街振興組合	97		1 (ア-ケ-ト 部分)

産業環境委員会報告資料

令和元年10月11日

件名	足立区・ベルモント市姉妹都市提携35周年区民交流体験ツアーの実施結果について
所管部課	産業経済部 産業振興課、一般財団法人足立区観光交流協会
内容	<p>1 ツアー日程 令和元年8月1日(木)から8月8日(木)まで 7泊8日(機中1泊)</p> <p>2 対象 区内在住の20歳以上の方で、姉妹都市交流事業に理解があり、今後ホストファミリーや通訳ボランティアなどとして交流事業へ協力いただける方</p> <p>3 参加者 9名(申込 11名)</p> <p>4 協会補助金額 60,000円(一人あたり) 旅行代金総額は284,000円(一人あたり)。 差額224,000円は参加者負担。</p> <p>5 事前英会話研修について (1)実施スケジュール 1回目 令和元年6月30日(日)午後4時～午後6時 2回目 令和元年7月7日(日) 午後4時～午後6時 (2)内容 ・ 明海大学のネイティブの講師のもと、足立区の紹介や自己紹介など会話による英語表現のポイントを学んだ。 ・ 毎回、課題を課し、自主学習にも取り組んでもらった。</p> <p>6 ツアー概要 (1)ウェルカムパーティー・35周年調印式への参加 (2)ベルモント市民との交流 (3)市内近郊の名所・企業等の見学 (4)フェアウェルパーティーへの参加</p> <p>7 参加者の様子 ・ ツアー前に実践的な英会話研修を受講したこともあり、現地で積極的に交流する様子が多く見られた。 ・ 現地の方々との会話の中で足立区との交流の歴史を知り、今後の交流事業に協力していく意欲が高まったとの感想も出た。</p> <p>8 ベルモント市使節団受入予定スケジュール 令和2年1月16日(木)～令和2年1月23日(木)</p>
問題点 今後の方針	今回のツアー結果を受け、来年1月のベルモント市使節団受け入れの際には日本独自の文化の体験のほか、様々な場面で市民同士の交流ができるような内容を企画、実施する。

産業環境委員会報告資料

令和元年10月11日

件名	ウエルカムTokyo2020事業への応募結果について
所管部課	産業経済部 産業振興課、一般財団法人足立区観光交流協会
内容	<p>標記の事業への(一財)足立区観光交流協会の応募結果を報告する。</p> <p>1 主催 東京都・東京観光財団</p> <p>2 事業内容 2020年に東京を訪れる旅行者が楽しめるイベントを行う多様な主体を、東京都と東京観光財団が新たに支援することで、都内の旅行者の周遊と地域の活性化に寄与することを目指す事業。</p> <p>3 公募期間 令和元年5月31日～7月31日</p> <p>4 足立区応募企画概要 「“観光宝探し”フォトコンテスト&モニターツアーの実施」 足立区の素晴らしいところ「お宝」を来街者に見つけてもらい、「お宝」を巡るツアーを実施する企画。集客力に長けた民間事業者2者との連携を想定して提案した。</p> <p>5 審査内容/結果 (1)一次審査 書類審査/通過 (2)二次審査 プレゼンテーション/不採用 不採用理由は説明しないと通知に明記。</p> <p>6 その他 ウエルカムTokyo2020事業は、大規模イベント 地域イベントの2枠で公募を実施。枠毎に3件、計6件の支援を予定していた。採用になれば、500万円を限度に都観光財団が事業を実施するものであった。</p>
問題点 今後の方針	今後二次募集が実施された場合には、企画内容を練り直した上で再チャレンジする。